

山形市新規就農者受入協議会研修実施要領

（目的）

第1条 市の特産物のひとつである「さくらんぼ」栽培を中心とした担い手育成を図るため、山形市新規就農者受入協議会（以下、「協議会」という。）が実施する担い手育成研修について定める。

（研修実施主体）

第2条 担い手育成研修は、協議会で実施する。

（研修生）

第3条 さくらんぼ栽培を中心として行う農業の担い手として育成する対象者（以下、「研修生」という。）は、次の要件を満たす者とする。

- (1) 市内でさくらんぼ栽培を中心とした農業の経営者をめざす意欲ある者
- (2) 就農10年後までに年間農業所得400万円を目指す者
- (3) 18歳以上55歳未満の者

（受入農家）

第4条 研修生を受け入れることのできる者（以下「受入農家」という。）は、次の要件を満たす者とする。

- (1) 市内でさくらんぼ栽培を行っている者
- (2) 研修生に対して、独立・自営に向けた研修が実施できること
- (3) 年間1,200時間程度の研修が実施できること
- (4) 暴力団等との関係がないこと

2 受入農家の募集は随時行い、前項に規定する要件を満たす農家について、受入農家名簿（別記様式第1号）に登載する。

（研修場所）

第5条 さくらんぼ栽培に係る研修は、「山形市さくらんぼトレーニングファーム」及び受入農家の経営する園地（サテライト園地）で行う。他作物については、受入農家の経営する園地（サテライト園地）等で行う。

（研修期間）

第6条 研修期間は、原則として2年間とする。ただし、年度途中で研修生の受入を行う場合は別途作成する研修計画に基づき研修期間を定める。

（研修の申込み）

第7条 研修希望者は、農業研修申込書（別記様式第2号）を作成し、山形市新規就農者受入協議会会長（以下、「協議会会長」という。）に提出しなければならない。

2 第1項の規定による申込みは、山形市農林部農政課内の協議会事務局（以下、「協議会事務局」という。）において受け付けるものとする。

（審査会の開催）

第8条 協議会は、研修を希望する者から研修申込書の申請があった場合には、審査会を開催し、面談及び書類審査により審査を行う。

2 前項の審査会は協議会運営委員会において実施する。

(研修の決定)

第9条 協議会は、審査の結果を農業研修決定通知書（別記様式第3号）により申請者に通知する。

(研修計画)

第10条 円滑な就農に必要な生産技術力、経営管理能力及び通販売対応力などを習得させるため、研修内容は、栽培技術、農業経営、果実等流通の区分とし、研修生ごとに研修実施計画（別記様式第4号）を作成する。

(研修の実施)

第11条 協議会は、研修の実施に先立ち、受入農家と研修生を対象とした説明会を実施し、農業研修に関する確認書（別記様式第5号）に基づき、農業研修に関する確認事項について確認を行う。

2 研修は、先進農家における実践研修と、農業大学校等における座学研修とする。

(研修状況の報告)

第12条 研修生は、月ごとに研修日誌（別記様式第6号）を作成し、毎月15日までに、前月分の研修日誌を協議会に提出するものとし、協議会は報告があった場合は、研修日誌及び聞き取り等により、研修が適切に行われているかを確認し、必要であれば研修生及び受入農家を指導する。

2 研修生は、前項に定める報告のほか、半年ごとに協議会会長に研修状況報告書（別記様式第7号）を提出する。

(研修状況の確認)

第13条 協議会は、前条第2項による報告があった場合は、研修計画に即して必要な技能の習得ができていないか研修の実施状況を確認する。

2 前項の確認は、研修状況確認チェックリスト（別記様式第8号）を使用し、以下の方法により実施する。

- (1) 研修生との面談
- (2) 受入農家との面談
- (3) 書類確認

(研修専念義務)

第14条 研修生は、協議会会長の指示に従って研修を受講し、研修に専念しなければならない。

(研修継続意志の確認)

第15条 協議会会長は、概ね1年経過後に研修生の研修継続の意志を確認する。

(研修の中止)

第16条 研修生は研修を中止する場合は、研修中止届（別記様式第9号）を協議会会長に提出する。

2 協議会会長は、研修生から前項に規定する研修中止届の提出があった場合又は、研修生が以下の各号のいずれかに該当する場合は研修を中止する。

- (1) 第3項の要件を満たさなくなった場合
- (2) 第11項及び第12項の報告を行わなかった場合
- (3) 研修の秩序を乱し、又は乱すおそれがあるとき。
- (4) 正当な理由なくして協議会会長の指示に従わないとき。

(研修の休止)

第17条 研修生は、病気などのやむを得ない理由により研修を休止する場合は、研修休止届（別記様式第10号）を協議会会長に提出する。

2 前項の休止届を提出した研修生が研修を再開する場合は、協議会会長に研修再開届（別記様式第

11号)を提出する。

- 3 協議会会長は、研修生から前項に規定する研修休止届の提出があり、やむを得ないと認められる場合は、研修を休止する。研修休止届を提出した研修生から研修再開届の提出があり、適切に研修ができると認められる場合は、研修を再開する。

(経費の負担)

第18条 研修に係る研修先までの交通費、研修を受けるための転居、研修期間中の住居に係る経費等は、研修生の負担とする。

(災害補償等)

第19条 研修生が研修中に傷害等を負った場合、また、連合会又は第三者に損害を与えた場合は、次のとおり補償するものとする。

- (1) 研修生は、災害傷害保険及び賠償責任保険に加入するものとする。
- (2) 研修生が研修中の事故により傷害等を負った場合は、災害傷害保険により補償する。研修生は、当該保険の保険金の範囲内で連合会に対する求償権を放棄するものとする。
- (3) 研修生が連合会又は第三者に損害を与えた場合は、賠償責任保険により補償する。

(その他)

第20条 この要領に定めのない事項で必要な事項は、協議会会長が別に定める。

附 則

この要領は令和7年11月19日から施行する。

別記様式第 1 号

受入農家名簿

[illegible]

農業研修申込書

令和 年 月 日

(宛先) 山形市新規就農者受入協議会会長

[申請者]

住 所 :

氏 名 :

電 話 番 号 :

生 年 月 日 : 年 月 日 : 歳)

メールアドレス :

新規就農に向け、実践的な農業研修を行いたいので、別添のとおり申請します。

なお、本申込書の内容及び対象者の情報について、関係機関（山形市、山形市農業委員会、山形市農業協同組合、山形農業協同組合、国、山形県、公益財団法人やまがた農業支援センター、東北農林専門職大学キャリアサポート・研修センター）で共有されることに同意します。

1 農業を始めようと思った理由

2 就農時に係る計画

就農希望地		就農予定時期	年 月
就農形態	☐ 新たに農業経営を開始 ☐ 親（三親等以内の親族を含む。以下同じ。）の農業経営とは別に新たな部門を開始 ☐ 親の農業経営を継承 〔 ☐全体、☐一部 〕 ☐ 雇用就農 ☐ 親元就農 〔 ☐親の経営の全体を継承、☐法人の（共同）経営 経営継承（法人の場合は経営者となる） 予定時期 年 月 〕		
経営面積	_____a ・ 頭 ・ 羽 （ 合 計 ）	農業所得目標※5	万円/年
経営内容※2	作 目 : _____a 作 目 : _____a 作 目 : _____a （その他 : _____）		

※2 就農5年後の目標を記入する。

3 将来の就農ビジョン

添付書類：別添 履歴書

4 希望する研修内容

①研修内容等

研修内容		研修期間	年 月 日 ～ 年 月 日
具体的な内容を記載			

②新規就農者育成総合対策（就農準備資金）の受給

受給を希望する ・ 受給を希望しない

別添

履 歷 書

1 氏名等

(ふりがな)					
住 所	〒□□□—□□□□				
(ふりがな)					
連 絡 先	〒□□□—□□□□				
(ふりがな)		生年月日	年齢	性別	電話番号
氏 名		昭和 平成 年 月 日	歳	1. 男 2. 女	

2 家族構成

氏名	続柄	生年月日	住所

3 學歷等

履 歴	年	月	学歴・履歴（各別に記入）	年	月	学歴・履歴（各別に記入）
				年	月	免許・資格

様式第 3 号

年 月 日

様

山形市新規就農者受入協議会
会 長 ○○ ○○

農業研修決定通知書

令和 年 月 日付けで農業研修申請があった件について、山形市新規就農者受入協議会研修実施要領第 9 条第 1 項の規定に基づき、下記のとおり決定したので通知します。

記

- ・ 本協議会での研修受講を認めません
- ・ 本協議会での研修受講を認めます 研修機関 年 ・ か月

ただし、研修の実施にあたっては、山形市新規就農者研修受入協議会研修実施要領を遵守し、各種報告等の手続きを確実に行うとともに、研修受入農家の指示に従い、誠実な研修を遂行すること。

研修実施計画

1 研修内容

年 月	研修時間	内 容
年 月		
月		
月		
月		
月		
月		
月		
月		
月		
月		
月		
月		
月		
月		
研修時間合計		

2 習得する技術

- ・
- ・
- ・

上記の研修内容で研修を実施します。

令和 年 月 日

(研修先名称)

(住所)

(電話番号)

農業研修に関する確認書

山形市新規就農者受入協議会における農業研修の実施にあたり、受入農家〇〇 〇〇（以下、甲という。）と研修生□□ □□（以下、乙という。）と山形市新規就農者受入協議会（以下、丙という。）は、農業研修について、次のとおり確認する。

（研修期間）

第1条 研修期間は、令和 年 月 日から令和 年 月 日までとする。

（研修生の責務）

第2条 乙は、研修期間中、甲の指示に従い、誠実な研修を遂行するとともに、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 乙は、研修期間中に知り得た甲の業務上の機密又は甲と取引する顧客情報等（個人情報を含む。）について、ほかに漏洩してはならない。
- (2) 乙は、甲の信用を害し品位を傷つける行為、研修の目的を逸脱する行為その他不道德な行為及び不法な行為をしてはならない。
- (3) 乙は、研修期間中の不慮の事故に備え、あらかじめ傷害保険に加入しなければならない。
- (4) 乙は、研修計画に即して必要な技能を習得しなければならない。
- (5) 前1号から前4号までに違背した場合、甲の判断により研修を即時中止することができるものとする。

（研修受入先の責務）

第3条 研修受入にあたり、甲の責務は次のとおりとする。

- (1) 甲は、乙が独立・自営就農、雇用就農又は親元就農し、就農後5年以内に農業経営を継承すること又は法人の経営者となることができるよう適切に生産技術等を教えなければならない。
- (2) 甲は、乙を労働者として扱ってはならない。

（損害賠償）

第4条

- (1) 乙は、研修中に、その責めに帰する事由により、甲又は第三者に損害を与えた場合には、その損害を賠償しなければならない。
- (2) 乙は、研修における不慮の事故について、第2条（3）の規定に基づく傷害保険による給付があったときには、甲に対し、当該不慮の事故についての損害賠償その他一切の請求を行わないものとする。

（その他）

第5条 この確認書に定める事項について疑義が生じた場合又はこの確認書に定めのない事項については、確認書の趣旨に則り、甲・乙協議の上、定めるものとする。

本確認書締結の証として、本書3通作成し、甲・乙・丙それぞれ各1通を保有する。

令和 年 月 日

甲（住 所）
（研修先）
（氏 名）

乙（住 所）
（氏 名）

丙（住 所）
（氏 名）山形市新規就農者受入協議会
会 長 〇〇 〇〇

研修日誌（ 年 月第 週分）

研 修 生 氏 名 :
受入農業経営者氏名 :

月・日	曜 日	研修内容	研修時間 (単位:時間)	作業のポイントや 研修で学んだこと
月 日	日			
月 日	月			
月 日	火			
月 日	水			
月 日	木			
月 日	金			
月 日	土			
月 日	日			
合 計				累計 時間（ 月） ※月末のみ記入

※週毎に作成
※作成後、受入農業経営者より確認の上、署名または記名・押印

受入農業経営者の確認欄	
氏名 :	印

研修状況報告書
研修 年目 前半・後半 (○～○月分)

令和 年 月 日

(宛先) 山形市新規就農者受入協議会会長

氏名

山形市新規就農者受入協議会受入協議会研修実施要領第 1 2 条第 2 項の規定に基づき、研修状況を報告します。

1 研修実施日数、時間及び状況

年・月	研修時間 (単位:時間)	研修計画内容	研修状況
研修時間 合計			

2 研修実施状況

①学んだ内容	②習得度	③今後の課題

3 就農に向けた今後の課題、身につける技術など

4 就農に向けた準備状況

添 付 書 類 : 研修日誌

上記のとおり研修を行っています。

研修実施機関等名 :
代表者名 :
研修責任者名 :

研修状況確認チェックリスト

※1 本様式は、研修状況の確認のためのチェックリストとして例を示したものです。本様式を参考に、研修内容やカリキュラムに合わせた形で研修状況の確認をしてください。
※2 確認に当たっては、交付対象者と研修指導者の両者から聞き取るとともに、実際の交付対象者の研修の実施状況も確認をしてください。

研修生住所:
研修生氏名:
確認者所属・名前:
確認日: 令和 年 月 日

1 交付対象者への面談用

(これまでの状況について聞き取って下さい。)

ア 研修に対する取組状況

a 研修への積極性について	積極的に取り組んでいる ・ ほぼ取り組んでいる ・ 消極的である
b 情報収集について(勉強会への参加、質問・相談の状況等)	積極的に収集している ・ 収集している ・ 収集していない
c 指導者等関係者の助言・指導への対応	よく聞き実践している ・ 聞き入れるが実践できていない ・ 聞き入れない

イ 技術の習得状況

a 栽培管理等の技術・知識の習得状況について	4: 研修内容を十分に理解し、1人で作業できる 3: 研修内容を理解し、1人で作業できるものの品質等は劣る 2: 研修内容は概ね理解しているものの指導を受けながらでないと作業できない 1: 研修内容を理解していなく作業できない 0: まだ習っていない	今後の課題
[作物(畜種)名:]	4 ・ 3 ・ 2 ・ 1 ・ 0	
[作物(畜種)名:]	4 ・ 3 ・ 2 ・ 1 ・ 0	
[作物(畜種)名:]	4 ・ 3 ・ 2 ・ 1 ・ 0	
b 機械・機器・施設の操作方法・整備・安全対策について	4: 研修内容を十分に理解し、1人で適切に操作できる 3: 研修内容を理解し、確認しながらであれば1人で操作できる 2: 研修内容は概ね理解しているものの指導を受けながらでないと操作できない 1: 研修内容を理解していなく操作できない 0: まだ習っていない	今後の課題
[機械(施設)名:]	4 ・ 3 ・ 2 ・ 1 ・ 0	
[機械(施設)名:]	4 ・ 3 ・ 2 ・ 1 ・ 0	
[機械(施設)名:]	4 ・ 3 ・ 2 ・ 1 ・ 0	

c 農業経営に関する知識の習得状況について	4:理解している 3:一部分からないところがある 2:分らないことの方が多い 1:ほとんど分らない 0:まだ習っていない	今後の課題
販売促進の考え方	4 ・ 3 ・ 2 ・ 1 ・ 0	
流通・マーケティングの基礎	4 ・ 3 ・ 2 ・ 1 ・ 0	
帳簿の付け方	4 ・ 3 ・ 2 ・ 1 ・ 0	
財務諸表の読み方	4 ・ 3 ・ 2 ・ 1 ・ 0	
労務管理に関する知識	4 ・ 3 ・ 2 ・ 1 ・ 0	

ウ 就農に向けた準備状況

(共通)

a 就農に向けた情報収集について	既を開始している ・ 開始していない
------------------	--------------------

(独立・自営就農希望の場合)

a 経営に関する計画の作成状況	作成済み ・ 作成中 ・ 情報収集中 ・ まだ着手していない
b 初期投資等の資金の確保について	確保済み ・ 見込みは立っている 準備を始めたが、見込みは立っていない ・ まだ着手していない
c 農地の確保について	確保済み ・ 交渉中 ・ 情報収集中 ・ まだ着手していない
d 目標地図への位置づけについて	位置づけられている ・ 位置づけられる見込みである 集落内で話し合い中 ・ 市町村等へ相談中である まだ働きかけをしていない

(雇用就農希望の場合)

a 農業法人や農家への就農に向けた活動について	内定済み ・ 就職活動中 ・ 情報収集中 ・ まだ活動していない
-------------------------	----------------------------------

(親元就農希望の場合)

a 就農先の経営内での自らの役割について	確定済み ・ 検討中 ・ まだ検討していない
b 継承(又は親の農業経営とは別に新たな部門開始)への段取りについて	明確にスケジュールを立てられている ・ 検討中 まだ検討していない

2 研修指導者への面談用 (これまでの状況について聞き取って下さい。)

ア 研修取組状況

a 研修への積極性について	積極的である ・ 普通 ・ 消極的である
b 情報収集について(勉強会への参加、質問・相談の状況等)	積極的である ・ 普通 ・ 消極的である
c 指導者等関係者の助言・指導への対応	聞き入れている ・ 概ね聞き入れている ・ 聞き入れない

イ 技術の習得状況 5:ほぼ完全に理解している。 4:概ね(8割程度)理解している。 3:普通(5割程度) 2:やや理解が劣る。(3割程度) 1:理解していない。 0:まだ習っていない。

a 栽培管理の技術・知識の習得状況について		今後の課題
[作物(畜種)名:]	5 ・ 4 ・ 3 ・ 2 ・ 1 ・ 0	
[作物(畜種)名:]	5 ・ 4 ・ 3 ・ 2 ・ 1 ・ 0	
[作物(畜種)名:]	5 ・ 4 ・ 3 ・ 2 ・ 1 ・ 0	
b 機械・機器・施設の操作方法・整備・安全対策について		今後の課題
[機械(施設)名:]	5 ・ 4 ・ 3 ・ 2 ・ 1 ・ 0	
[機械(施設)名:]	5 ・ 4 ・ 3 ・ 2 ・ 1 ・ 0	
[機械(施設)名:]	5 ・ 4 ・ 3 ・ 2 ・ 1 ・ 0	

c 農業経営等に関する知識の習得状況について		今後の課題
販売促進の考え方	5 ・ 4 ・ 3 ・ 2 ・ 1 ・ 0	
流通・マーケティングの基礎	5 ・ 4 ・ 3 ・ 2 ・ 1 ・ 0	
帳簿の付け方	5 ・ 4 ・ 3 ・ 2 ・ 1 ・ 0	
財務諸表の読み方	5 ・ 4 ・ 3 ・ 2 ・ 1 ・ 0	
労務管理の知識	5 ・ 4 ・ 3 ・ 2 ・ 1 ・ 0	

ウ 就農に向けた準備状況

(共通)		今後の課題
a 就農に向けた情報収集について	積極的である ・ 普通 ・ 消極的である	

(独立・自営就農希望の場合)

a 経営に関する計画の作成状況	積極的である ・ 普通 ・ 消極的である	
b 資金の準備について	積極的である ・ 普通 ・ 消極的である	
c 農地の確保について	積極的である ・ 普通 ・ 消極的である	
d 目標地図への位置づけについて	積極的である ・ 普通 ・ 消極的である	

(雇用就農希望の場合)

a 農業法人や農家への就農に向けた活動について	積極的である ・ 普通 ・ 消極的である	
-------------------------	----------------------	--

a 就農先の経営内での自らの役割について	積極的である ・ 普通 ・ 消極的である	
b 継承(又は親の農業経営とは別に新たな部門開始)への段取りについて	積極的である ・ 普通 ・ 消極的である	

--

ア 成績表 ※発行されている場合のみ確認する。

a 評価が著しく低い項目がないか	多数ある ・ 少しある ・ ない
------------------	------------------

a 概ね1年かつ概ね1,200時間以上の研修を受けているか	受けている(受ける見込み)・受けていない(受ける見込みがない)
b 研修への出席(参加)状況	※実績値を記入(出席(参加)率等)

ウ 研修時間及び休憩時間 ※書類で確認できない場合は交付対象者に聞き取りをして記入

a 原則1日8時間を超えていないか	超えていない 繁忙期など実際の農作業を実施する上で必要な研修とされる場合は超える時期もあるが、それ以外は超えていない 恒常的に超えている
b 休憩時間は適切に与えられているか(研修時間が6時間を超えれば45分以上、8時間を超えれば1時間以上の休憩を研修時間の途中に与えられているか)	与えられている・与えられていない
c 休日は適切に与えられているか(毎週1日以上又は4週間を通じて4日以上の日を与えられているか)	与えられている・与えられていない

4 総合所見

--

研修中止届

令和 年 月 日

(宛先) 山形市新規就農者受入協議会会長

氏名

研修を中止しますので、山形市新規就農者受入協議会研修実施要領第 16 条第 1 項の規定に基づき研修中止届を提出します。

中止日	年 月 日
中止理由	

※新規就農者育成総合対策（就農準備資金）を受給している場合、受給停止となります。
また、場合によって資金の返還を求める場合があります。

研修休止届

令和 年 月 日

(宛先) 山形市新規就農者受入協議会会長

氏 名

研修を休止しますので、山形市新規就農者受入協議会研修実施要領第 1 7 条第 1 項の規定に基づき研修休止届を提出します。

休止予定期間	年 月 日 ～ 年 月 日
休止理由	
再開に向けた スケジュール	年 月 日 年 月 日 年 月 日 年 月 日

添付書類

- ・母子手帳の写し（妊娠・出産により休止する場合）
- ・被災証明等被災が確認できる書類（災害により休止する場合）

研修再開届

令和 年 月 日

(宛先) 山形市新規就農者受入協議会会長

氏名

研修を休止しますので、山形市新規就農者受入協議会研修実施要領第 1 7 条第 2 項の規定に基づき
研修再開届を提出します。

休止期間	年 月 日 ～ 年 月 日
研修再開日	年 月 日
研修機関等	
交付残期間	年 月 日 ～ 年 月 日